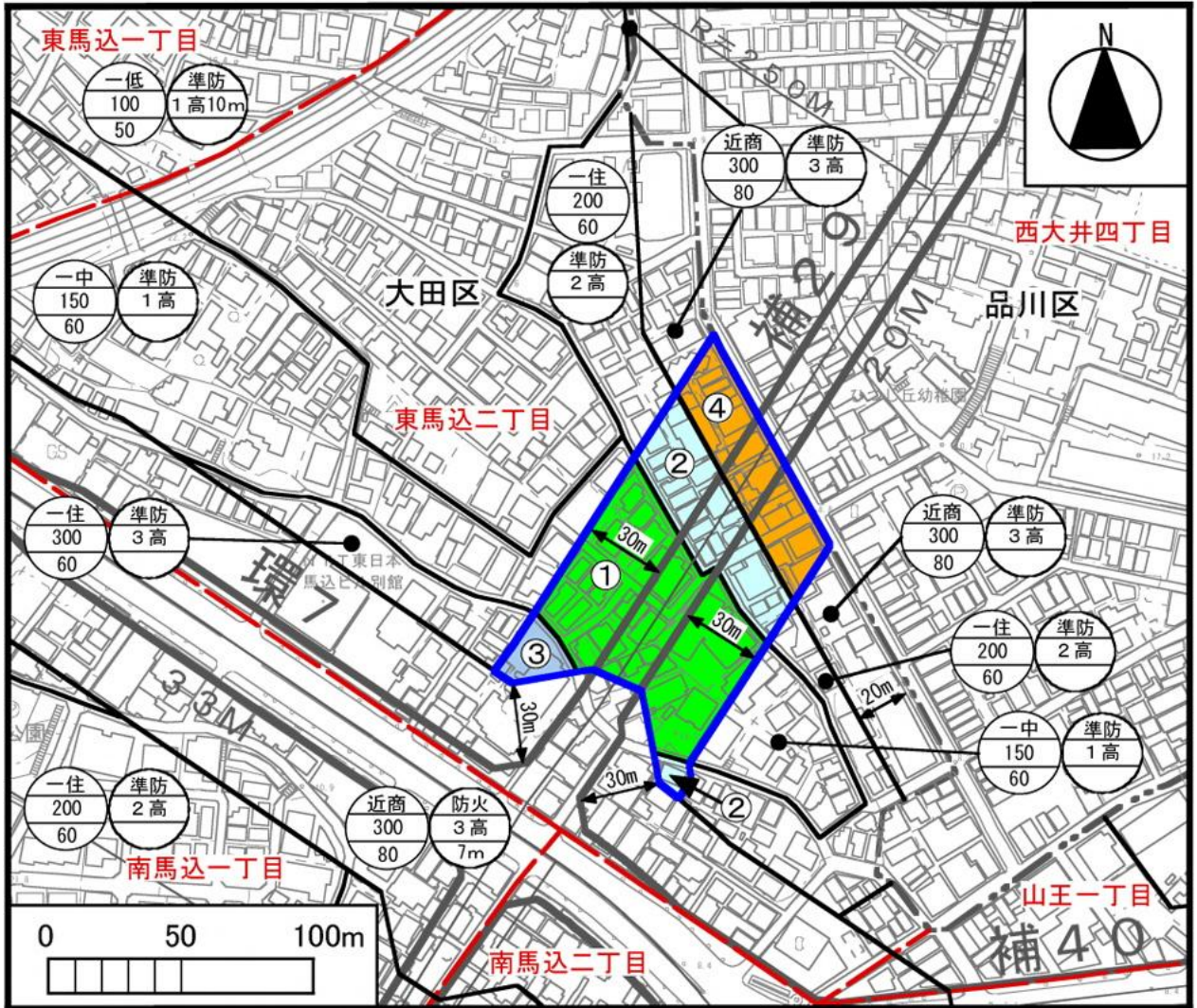


◆建物の建築の基準（高度地区、防火地域等）変更の案の概要

《前回説明会(8月3日開催)からの変更点はありません。》



下記の黄色の部分の赤字が実際に変更を予定している部分です。

	現況 変更	用途 地域※	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	高度地区		防火指定	日影規制※		
					最高限度 ※	最低限度		規制1	規制2	測定面
①	現況	1中高	60	150	1高	—	準防火(新防火)	3h	2h	4m
	変更	1中高	60	200	2高	7m	防火	3h	2h	4m
②	現況	1住	60	200	2高	—	準防火(新防火)	4h	2.5h	4m
	変更	1住	60	200	2高	7m	防火	4h	2.5h	4m
③	現況	1住	60	300	3高	—	準防火(新防火)	5h	3h	4m
	変更	1住	60	300	3高	7m	防火	5h	3h	4m
④	現況	近商	80	300	3高	—	準防火(新防火)	5h	3h	4m
	変更	近商	80	300	3高	7m	防火	5h	3h	4m

※用途地域 1中高・第1種中高層住居専用地域（中高層住宅のための地域。病院、大学、500mまでの一定の規模以下の店舗などが建てられる。）

1住 ・第1種住居地域（住居の環境を守るための地域。住宅のほか、3,000mまでの店舗などが建てられる。）

近商 ・近隣商業地域（周辺住民が日用品の買物などをする施設等が立地する地域。住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられる。）

※最高限度 1高 ・第1種高度地区 2高 ・第2種高度地区 3高 ・第3種高度地区

※日影規制 規制1・敷地境界線からの水平距離が5mを超え、10m以内の範囲における日影時間（例4h・4時間）

規制2・敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間（例2.5h・2時間半）

測定面・日影時間の測定面高さ（平均地盤面からの高さ）